官民連携支援センターの支援内容と事例について

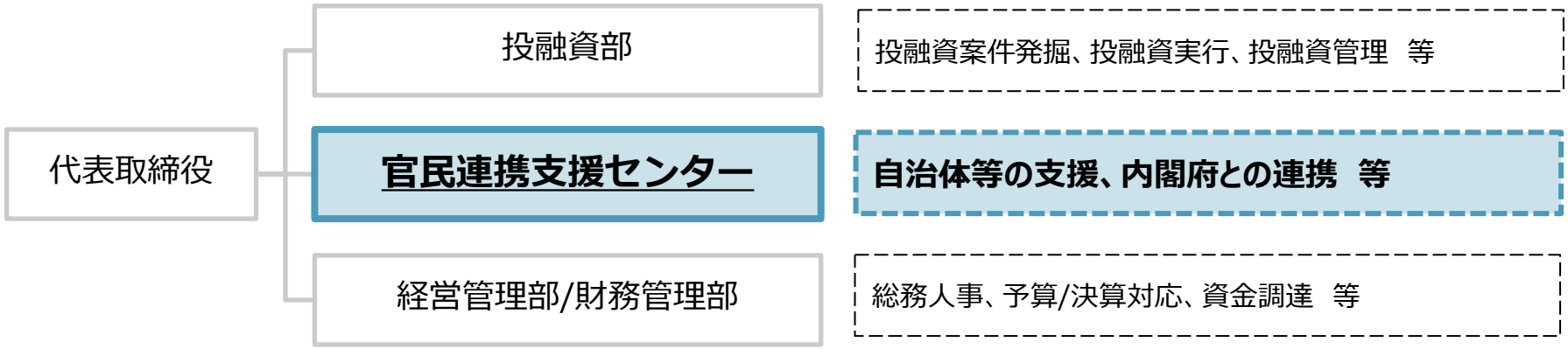
株式会社民間資金等活用事業推進機構
官民連携支援センター　副センター長　野村直弘

（株）民間資金等活用事業推進機構　概要

名　称	株式会社　民間資金等活用事業推進機構　（略称：PFI推進機構）
設　立	2013年10月7日
根拠法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）
背　景	国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、経済成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術力の活用が一層重要となっていること
設立目的	収益型PFI事業※の普及・推進　※利用料金を徴収・自らの収入として収受するＰＦＩ事業 • **収益型ＰＦＩ事業に対する金融及び民間投資を補完するための資金の供給** • **収益型ＰＦＩ事業の実施に必要な知識及び情報の提供等**
業務の終了	設立後20年間（2033年3月末）を目途に業務を終了
本店所在地	東京都千代田区大手町1丁目6番1号大手町ビル8F
資本金	100億円　（出資金額：政府100億円、民間100億円）
役　員	代表取締役会長兼社長　髙橋 洋 取締役（１名）、社外取締役（３名）、監査役（２名）

官民連携支援センター　概要

官民連携支援センターは内閣府との連携等による官民連携の支援を目的として設立

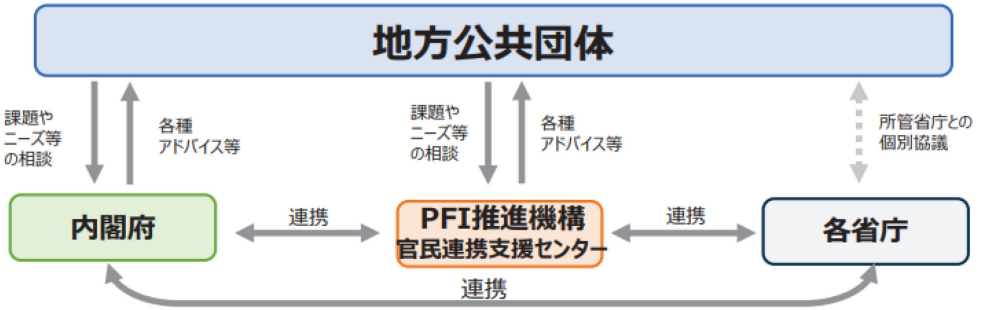


PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）

「機構は、官民連携支援センターを活用することにより、…案件発掘段階から事業実施段階までの様々な局面において、PPP/PFI事業の経験が無い市町村を含む地方公共団体や民間事業者等に対する各種サポートを行うなど、コンサルティング機能を複数年かけて具体的かつ継続的に実施する。」
（ 2.(1)iv)⑧ 及び2.(4)②）

※【課題１】･･･地方公共団体のPPP/PFIに関する知識･経験･ノウハウ不足

【課題１】への対応策
⇒PFI推進機構による伴走支援の強化



① **PFI推進機構の支援体制の強化**や**地方公共団体へのフォローアップ、連携強化**等による、コンサルティング機能の**継続的な実施**
② **VFMの作成支援**、アドバイス 等

官民連携支援センターの主な活動

自治体等の官民連携の検討・実施を、内閣府と連携して豊富なネットワークでサポート
事業構想の前段階から事業開始に至るまで、幅広く要望にご対応

STEP 01 目的整理・検討準備

- **PPP/PFIの基礎知識を得たい**
- 庁内の課題整理をしたい
- **庁内勉強会**を開催したい
- 優先的検討規定の策定や運用のアドバイスがほしい
- 庁内の体制構築、予算や議会対応についてアドバイスがほしい

STEP 02 事業構想・課題整理

- **官民連携の事例について知りたい**
- 基本構想や基本計画の策定を支援してほしい
- 簡易な導入可能性調査を支援してほしい
- 官民連携の経験者(自治体担当者)を紹介してほしい
- **興味のある民間事業者、地場金融機関の意見を聞いてみたい**
- リスク分担や契約書などについてアドバイスがほしい
- 外部有識者としての客観的な意見がほしい

STEP 03 手法比較検討・選定

STEP 04 公募準備以降

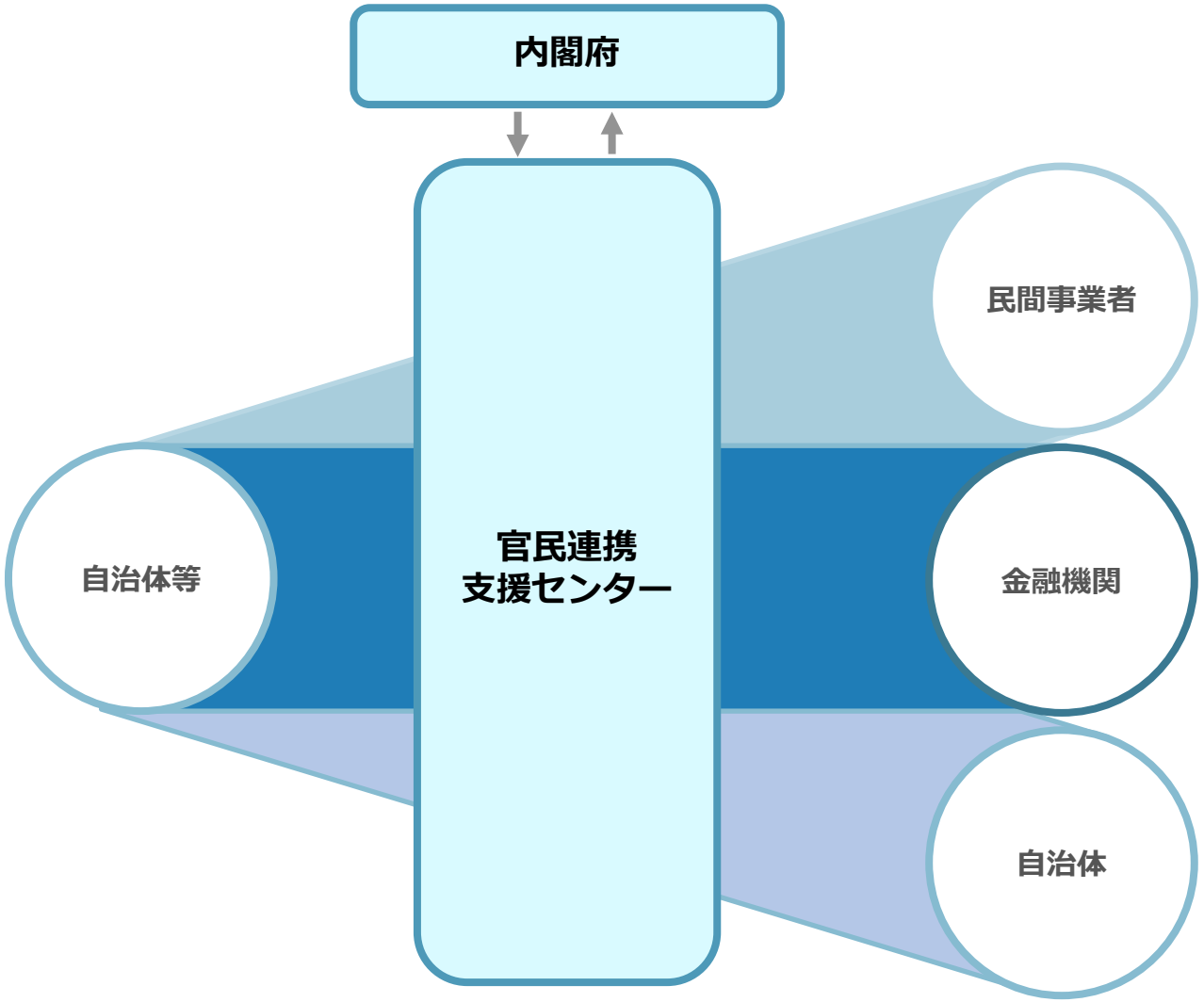
- 議会対応や庁内手続についてアドバイスがほしい
- 審査員選定のアドバイス、紹介をしてほしい
- 公共アドバイザーの候補となるコンサルを紹介してほしい

地域プラットフォーム運営

- 他地域プラットフォームの取り組みにつき情報がほしい
- 講師を派遣してほしい／講師を紹介してほしい

官民連携支援センターの役割・機能

情報提供のみならず、課題を有する自治体等とその解を有する相手との対話のアレンジも実施



- ✓ 小規模案件でも興味ある事業者がいるか知りたい
- ✓ 地場企業が主体的に活躍する可能性を知りたい

- ✓ 地域の事業者と意見交換したいので紹介してほしい
- ✓ サウンディングを支援してほしい
- ✓ 事業について金融機関としての意見を教えてほしい

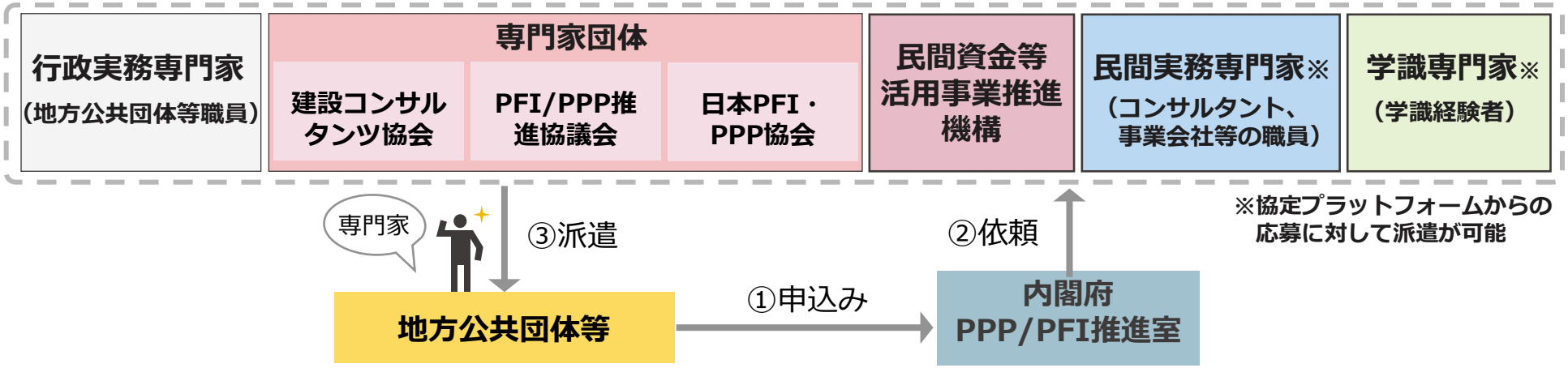
- ✓ 同種案件の経験がある自治体に話を聞きたい
- ✓ サウンディングの経験ある自治体に話を聞きたい

内閣府との連携例（官民連携支援センターによる同席及びフォローアップ）

【専門家派遣制度の概要】

○ PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。（平成23年度より派遣開始）
○ 地方公共団体等からの依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、１回につき半日程度で派遣。
（内容に応じて複数回の派遣も可能）
○ 通年で申込を受付けており、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担。
○ 専門家の派遣は、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、専門家団体（コンサルタント等）、民間資金等活用事業推進機構の中から選択が可能。協定プラットフォームからの応募の場合、民間実務専門家名簿又は学識専門家名簿に記載された専門家からの選択も可能。
○ 専門家は、専門的な立場から、講演、事業手法に関する助言等を実施。

（PPP/PFI事業に係る依頼内容の例）
- 制度概要、事例紹介、事業推進方法等に関する講演
- 事業の案件形成、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会対応、庁内合意形成に関する相談
- 金融、ファイナンスに関する相談
- 地域プラットフォームの形成・運用、優先的検討規程の策定・運用に関する相談
- 首長、地方議会の理解促進等を図る取組に関する相談
- 民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談



連携協定

自治体によるPPP/PFIの検討・運用の支援、および地域金融機関とのPPP/PFI案件の創出に向けた協働を目的として、連携協定を締結

1. 地方公共団体

	団体名	締結年月日
1	東京都品川区	R7年3月
2	北海道旭川市	R7年10月
3	群馬県伊勢崎市	R8年2月
4	栃木県塩谷町（足利銀行との三者間協定）	R8年4月
5	宮城県角田市	R8年8月

2. 地域金融機関

	企業名	締結年月日
1	山口銀行・YMFG ZONEプラニング	R2年4月
2	北洋銀行	R7年1月
3	足利銀行	R7年9月
4	埼玉りそな銀行・地域デザインラボさいたま	R7年12月
5	岩手銀行	R8年1月
6	沖縄銀行・みらいおきなわ	R8年6月

PPP/PFI実務者研修について

自治体や地域金融機関の職員の方を対象に、PPP/PFIのプロセスやファイナンス手法といった基礎知識から、最近の官民連携の潮流までを網羅し、さらに、関係者との意見交換や双方向的なディスカッション等、研修終了後の連携も見据えた実践的なプログラムです。

PFI推進機構から、PPP/PFIの概要、PFI向けファイナンスの仕組み、ウォーターPPP・スモールコンセッションの基礎等の説明、金谷隆正 東洋大学シニアリサーチ・パートナーからの講演「事例に見る我が国PPP/PFIの四半世紀」のほか、参加者相互、および多様な外部関係者との意見交換を特色としております。

年3回（１月、５月、１０月）の開催を予定しております。

開催実績

＜参加者＞

品川区、広島県、北洋銀行、岩手銀行、福井銀行、肥後銀行、地域デザインラボさいたま、中国銀行、りゅうぎん総研

＜意見交換先＞

中央省庁（内閣府、国土交通省 等）、
自治体、地域金融機関、民間事業者、コンサル　等

受講料 無料

＜日程例＞

📘 Day 1
- ▶ 自己紹介・目的共有
- ▶ PPP/PFIの基礎知識
- ▶官民連携支援センターの紹介
- ▶ 成功事例に学ぶ「地域連携の鍵」

📗 Day 2
- ▶ PFI向けファイナンスと機構の支援スキーム
- ▶ **先進自治体との意見交換**
- ▶ **地域金融機関との意見交換**
- ▶ **コンサルとの意見交換**

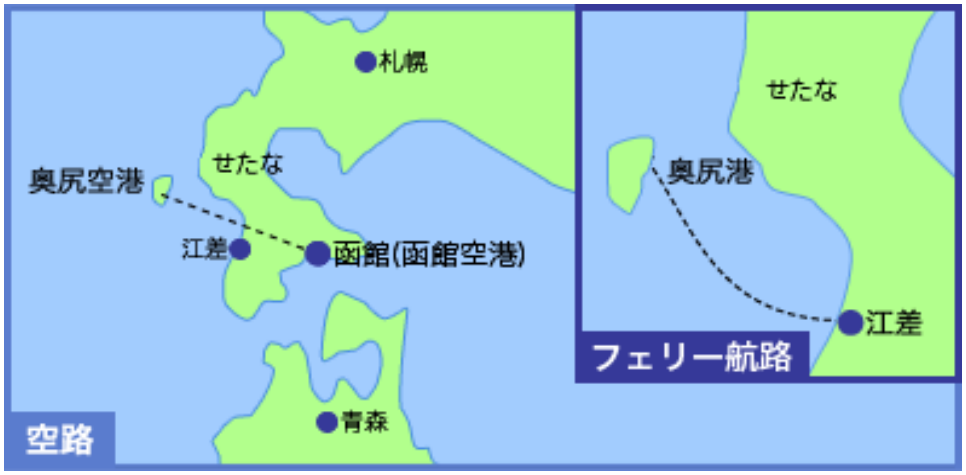
📕 Day 3
- ▶ **中央省庁と意見交換**
- ▶ **PPP事業者との意見交換**
- ▶ 最近のPPPトレンド
- ▶ まとめ・今後の取組についてのディスカッション

自治体へのサポート例

個別相談から講演・事業者選定プロセスまで幅広く対応

対象先	事業分野	サポート内容
自治体A（北海道・東北）	経済地域振興	**庁内向け勉強会**の実施 **コンサル会社や民間事業者との意見交換をアレンジ** 公募資料作成・官民対話におけるアドバイスを提供
自治体B（関東）	文化社会教育	担当者に向けてPPP/PFIの基礎や事業手法について説明 庁内上層部への**説明資料作成支援** **VFMの算定**を支援
自治体C（関東）	経済地域振興	**サウンディングにおける事業者向け案件説明資料等の作成**を支援
自治体D（中部）	経済地域振興	地域プラットフォーム事務局との意見交換をアレンジ
自治体E（中部）	文化社会教育	庁内の官民連携手法の**検討委員会に対する勉強会**の実施
自治体F（中部）	文化社会教育	内閣府による**補助事業の説明** 庁内向け勉強会の実施
自治体G（近畿）	経済地域振興	官民連携事業の**事業契約の作成**を支援
自治体H（近畿）	全般	**議員向け研修会**での講演
自治体I（中国）	文化社会教育	**事業手法の選択**についてアドバイス・情報提供 **地場の民間事業者に向けた官民連携手法の説明会**に講師を派遣
和歌山県、北海道、千葉県など	全般	地域プラットフォームでの講演やサウンディングのファシリテーターを実施

伴走支援した奥尻町の事例（PFIのBTO方式）





事業名	奥尻町移住定住促進事業
発注者	北海道奥尻町（人口約2千人）
民間事業者	合人社計画研究所グループ
施設規模	敷地面積：約4,144㎡ 合計30戸：1DK 22戸、2DK 8戸
公募スケジュール	実施方針：2026年2月～事業契約締結：2026年6月
事業期間	2026年7月～2047年8月 （設計及び建設期間：1年3ヶ月、維持管理期間：20年）
事業費	**約7.6億円**
特徴等	・PFI事業全体のプロジェクトマネジメントや管理機能は代表企業が担い、設計・建設業務は**地元企業**が行うという体制

出所：奥尻町HP、日本PFI・PPP協会の情報を基に機構が作成

伴走支援内容１年目

	奥尻町の動き	センターの支援内容
2024.2Q	• 専門家派遣(ホテル・住宅) • デジ田交付金担当に問い合わせ	• **専門家派遣に同席**し、奥尻町のニーズを認識 • デジ田交付金担当を奥尻町に紹介（面談時に同席）
2024.3Q	• センターと再面談 • PFIに関心を示す • 内閣府に町長お礼訪問	• 担当課向けに住宅整備のPPP手法を説明 • **民間事業者（代表・維持管理）との対話**をアレンジ • 庁内**上層部にPFIの特徴を説明**
2024.4Q	• 地域金融機関等と面談 • PFI手法の庁内決定 • アドバイザリー契約締結	• 町に**地場金融機関などを紹介** • 北洋銀行等に**公共コンサル経験者を紹介**
2025.1Q	• 民間企業へサウンディング（民設民営が可能か否か） • 事業内容変更 • 実施方針の作成	• 地場建設業者への**サウンディング支援** • ホテル事業によるPFI事業の縮小・リスケが発生し、**町の方針の再整理（民設民営の検討を含む）のサポート** • 公募手続に向けての支援

伴走支援内容２年目

	奥尻町の動き	センターの支援内容
2025.2Q	• （PFIの代替としての）民設民営は不可と判断 • PFI実施可能性につき地場事業者へヒアリング	• 民設民営を検討するうえでのアドバイスを実施 • 町にて**公共工事実績のある業者へヒアリング**(うち1社から前向きな回答)
2025.3Q	• モデルプラン作成完了 • 事業規模の見直し • 地場事業者へヒアリング • 事業費算定（見積り徴求）	• 予算と事業規模の調整 • 候補事業者への**ヒアリングを継続**（PFI代表企業経験者や現地の維持管理を実施する業者が必要と判明） • 民間にPFIにて実施した場合の見積もりを依頼
2025.4Q	• 有識者等へのヒアリング • 実施方針公表 • 債務負担行為議決	• センターのネットワークを駆使し、有識者２名にヒアリング • **実施方針や要求水準書をレビュー** • 民間事業者からの見積もりを基に**債務負担行為の金額を試算**
2026.1Q	• 入札説明書公表（４月） • 落札者決定（５月） • 事業契約締結（６月）	• **VFMの算定支援** • 落札者決定基準・**事業契約書をレビュー** • 民間事業者からの質疑に対しての回答作成を支援 • 審査委員会にアドバイザーとして同席し、審査員の評価をサポート • 落札者決定以降の手続きを継続支援中

奥尻町でPPPが実現できた主な要因

1. 庁内担当者の積極性
2. 小規模自治体ならではの機動力
3. 地元銀行グループの支援
4. 竣工時期が決まっていたこと（制約条件）

民間事業者の適正な利益確保

2. 民間事業者の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築の推進

○「新たな成長型経済」への移行が進む中、**民間事業者が適正な利益を得られる環境を構築する**ため、以下の取組を実施。

適正な価格の算出の推進（ガイドラインの改正）

○**PFI事業を実施する際に国・地方公共団体が参考とする「ガイドライン」を改正し、国・地方公共団体や民間事業者、団体に周知**

物価指数

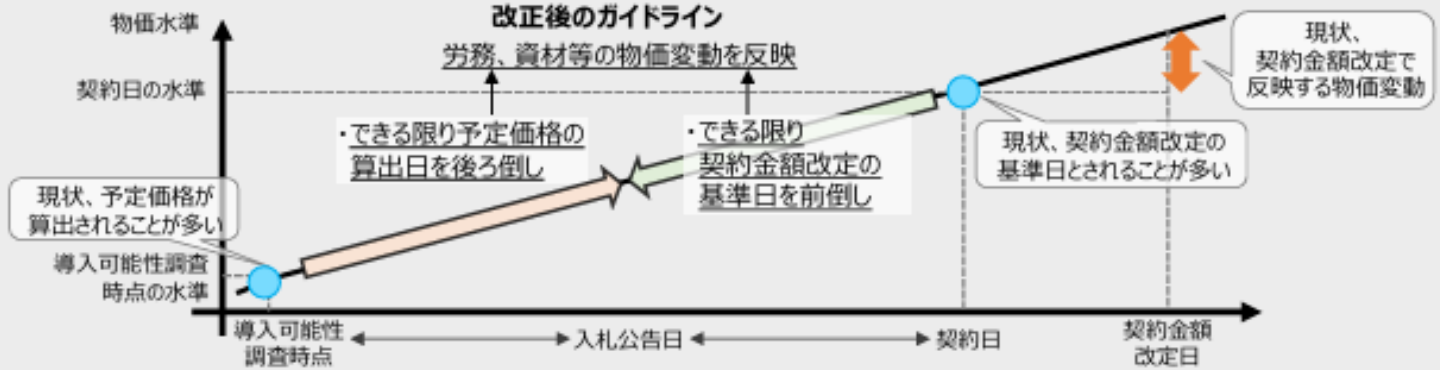
現行のガイドライン

契約金額改定の基準となる物価指数を例示
- ・企業向けサービス価格指数
- ・実質賃金指数 ―― 名目賃金上昇より物価上昇が大きい場合に減少
- 等

改正後のガイドライン

物価指数の例示は削除した上で、以下を明記
- ・市場価格への感応度が高く、対象業務・費目と連動した指数を採用すべき
- ・民間事業者との協議で決定すべき

予定価格・対価改定



○**使用面積や使用日数等に基づく国有財産の貸付料・使用料の算定方法について、PFIも含めたイコールフッティングの明確化・周知**

費用減少以外のメリットの適切な評価

○地域経済・社会への貢献など民間事業者が創出する多様な効果の評価手法を検討

性能発注等の推進

○民間の創意工夫で工事費等の削減に寄与できる性能発注を積極的に推進

○収益事業の実施により利益の創出に寄与できる民間による提案を積極的に推進

BOT※税制の延長等

○BOT方式において固定資産税等の課税標準を２分の１に減免する税制特例の延長等

※Build-Operate-Transfer:
事業期間中は民間事業者が施設を所有する方式

出所：PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）の概要」（内閣府）

ご連絡先

お気軽にご連絡ください

官民連携支援センター

中嶋　善浩	☎080-9087-5464 ✉yoshihiro.nakajima@pfipcj.co.jp
野村　直弘	☎080-9087-5462 ✉naohiro.nomura@pfipcj.co.jp
加藤　侑真	☎070-2199-1813 ✉yuma.kato@pfipcj.co.jp